

【EU】デュアルユース物品の輸出規制等に関する規則の公布

2021年6月11日、デュアルユース物品（民生用・軍事用の両用途で使用可能な物品）の輸出規制等に関する規則が公布され、同年9月9日に施行された（Regulation (EU) 2021/821）。同規則は、2009年のデュアルユース物品の輸出規制等に関する理事会規則（Council Regulation (EC) No 428/2009）へのこれまでの改正内容と、今回の改正内容を統合し、新たな規則として公布するもので、併せて、従前の2009年の理事会規則を廃止する。

2021年の新規則は、全10章32か条と附則6部で構成される。附則第I部に掲げる物品（核物質、特殊素材、電子機器、コンピュータ等）は、EU域外への輸出の際にEU又はEU加盟国当局からの輸出許可を必要とする。附則第I部に掲げる物品以外のものであっても、化学兵器、生物化学兵器又は核兵器等の開発等に使用される可能性があるると加盟国当局が輸出業者に通知した場合には、輸出許可を必要とする。また、サイバー監視関連物品（情報通信システムのデータを監視・抽出・収集・分析し、人を秘密裏に監視することを可能にするもの）も、当該物品が人権侵害等に濫用される可能性があるると加盟国当局が輸出業者に通知した場合には、輸出許可を必要とすることとされた。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/821/oj>

【EU】欧州グローバル化調整基金規則の公布

2021年5月3日、欧州グローバル化調整基金に関する規則（Regulation (EU) 2021/691、全29か条附則2部）が公布され、同日施行された。欧州グローバル化調整基金は、グローバル化による貿易構造の変化等により職を失った労働者の再就職支援等を行うEU加盟国に対し財政支援を行うもので、当初は2007年から2013年までの期間を対象に創設され（Regulation (EC) No 1927/2006）、その後、2013年の規則で2020年まで延長され（Regulation (EU) No 1309/2013）、今回の規則で2027年まで延長された。

同基金は、グローバル化による貿易構造の変化や貿易摩擦、経済・金融危機、低炭素経済への移行、デジタル化やオートメーション化等による構造変化によって、企業が一定期間内に200人以上の労働者を解雇した場合等に適用される。適用対象となる施策は、個々の労働者に適した職業訓練、求職活動支援等の積極的労働市場政策に関する施策が中心であり、その他、期間を限定した求職手当や企業等への採用支援金等も含まれる。加盟国は、解雇の規模や予定する支援策の内容・予算等を示した申請を欧州委員会に行う。欧州委員会は、申請を査定し、基金からの拠出額等含む提案を欧州議会及びEU理事会に提出する。両機関による提案の決定を経て、基金から拠出が行われる。拠出期間は、決定から24か月以内である。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2021/691/oj>

【イギリス】2021年動物福祉（量刑）法

2021年4月29日、動物福祉に関する犯罪を厳罰化することを目的として、2021年動物福祉（量刑）法（Animal Welfare (Sentencing) Act 2021, c.21）が制定され、2か月後の同年6月29日に施行された。これまで、2006年動物福祉法（Animal Welfare Act 2006, c.45）第32条の規定に基づき、動物を傷つける10項目の罪を犯した者は、最高6か月の禁錮刑若しくは罰金又はその併科により処罰されていた。しかし、欧州諸国における同等の犯罪に対する平均刑期は約2年で、他国と比較しても軽い量刑であったことと、裁判官から、故意、計画的又は残虐性の高い犯罪の厳罰化を望む声が複数上がったことから、この法律が制定されることとなった。

法律は、2006年動物福祉法第32条を改めるもので、全2か条から成る。この法律の制定により、2006年動物福祉法第4条から第8条までに規定される、①動物に不必要な苦しみを与えること（第4条）、②医療目的以外で動物の敏感な組織や骨を損傷させること（第5条）、③許可された場合を除き犬の尾を短く切る行為（第6条）、④毒物の投与（第7条）、⑤動物の闘いに関わること（第8条）の5項目の罪を犯した者は、略式起訴（summary conviction）による場合は最高12か月の禁錮刑若しくは罰金又はその併科だが、正式起訴（conviction on indictment）によらなければならない重罪の場合には、最高5年の禁錮刑若しくは罰金又はその併科により処罰されることとなった。

海外立法情報課・田村 祐子

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/21/contents>
- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/45/contents>

【フランス】未成年者刑事裁判法典の施行

2021年9月30日、未成年者刑事裁判法典（Code de la justice pénale des mineurs）が施行された。本法典は、非行少年に関する1945年2月2日のオルドナンスに代わって未成年者の刑事裁判の一般原則を定めるもので、その制度改革の主な目的の一つは未成年者の刑事裁判の簡素化及び迅速化である。本法典は、法律の部（前文、序章及び全7編）、命令の部（序章及び全7編）及び付帯条項（全2か条）から成る。本法典の法律の部の主な内容は、次のとおりである。まず、本法典は、前文に未成年者の最善の利益の原則に基づき、その刑事責任を問うための条件を定めることを明記する。次いで、序章において、未成年者の事理弁識能力を「自らの行為を理解し、意図しており、自らが対象となる刑事訴訟の意味を理解する能力」と定義し、13歳未満の未成年者はこれを欠くと推定する（L.第11-1条）。第1編は教育的措置、第2編は未成年者の刑事裁判を専門に扱う機関、第3編は刑事裁判の各段階に共通の規定、第4編は裁判前の手続、第5編は軽罪（*délit*）を犯した未成年者の裁判、第6編は教育的措置及び刑罰の執行、第7編は海外領土に関する規定について、それぞれ定める。特に、第5編は、簡素化及び迅速化された未成年者の刑事裁判に関する規定である。未成年者の刑事裁判について、新制度では予審を廃止し、起訴から最長3か月以内に行われる、有責性（*culpabilité*）を審理して決定を下す第1回公判（*audience*）と、教育的措置又は刑罰を言い渡す第2回公判で構成されることになる。第2回公判は第1回公判から6か月から9か月後に行われ、その間、第1回公判で有罪を言い渡された未成年者は、教育的保護観察（*mise à l'épreuve éducative*）の下に置かれる。第2回公判で言い渡される教育的措置は第1編に規定されており、社会復帰（社会復帰又は学校教育）、賠償（被害者への賠償又は地域貢献活動）、医療的ケア、施設への収容の4種類がある。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ https://www.legifrance.gouv.fr/codes/texte_lc/LEGITEXT000039086952/2021-09-30/

【フランス】連帯開発及び世界の不平等との闘いに関する計画法律

2021年8月4日、連帯開発及び世界の不平等との闘いに関する計画法律第2021-1031号が制定され、翌5日に公布・施行された。本法律は、フランスの途上国支援政策について定めるものであり、全3章17か条及び付属レポートから成る。第1条は、貧困との闘い、人権の促進及び世界の公共財の保護を、フランスの連帯開発及び世界の不平等との闘いに関する政策（以下「開発政策」）の優先事項と定める。第2条は、フランスの政府開発援助の支出額を、2022年には国民総所得の0.55%に引き上げることを定める（2017年の実績は、国民総所得の0.37%）。さらに、2025年には同支出額を国民総所得の0.7%に引き上げるよう努力することも定められた。また、同条は、外国の政治指導者が不正取得した財を、その国の人々に返還する仕組みを導入する。すなわち、フランスで不正取得された財産（動産、不動産、金融商品等）で、かつ、外国の政治家による資金洗浄又は金融犯罪の隠匿に関する財産が、フランスで没収された場合、この財産は、当該国における援助活動のための政府開発援助の支出に計上される。第4条は、市民社会が、教育を通じて開発政策に資することを定める。第12条は、会計院の中に、フランスが出資する政府開発援助の戦略及び計画の効率性、有効性及び影響を評価する、政府開発援助評価委員会を設置することを定める。付属レポートには、フランスの政府開発援助は、フランスが指定する優先貧困国（ハイチ及びアフリカの18か国）を対象に、特に、環境及び気候、男女平等、危機対応、人権、保健衛生、教育、食料の安定、水質管理等の分野を優先して行うことが明記された。

海外立法情報課・奈良 詩織

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000043898536/>

【ドイツ】2021年7月豪雨・洪水被害復興のための2021復興支援法—2021復興支援基金—

2021年9月14日に、「特別財産「2021復興支援」を設立し、2021年7月の豪雨及び洪水による支払不能申告義務を一時停止し、並びに他の法律を改正する法律(2021復興支援法)」(BGBl. I 2021 S. 4147)が公布された(一部を除き、翌15日施行)。同法は、全17か条の条項法(複数の条から成り、同時に複数の法律を改正し、又は制定する法律)で、第1条で「2021復興支援基金設立法」(BGBl. I 2021 S. 4147)を制定し、第7条で「2021年7月の豪雨及び洪水による支払不能申告義務の一時停止に関する法律」(BGBl. I 2021 S. 4147, 4149)を制定し、他に、財政調整法(第2条)、自治体投資促進法(第3条)等の関連法を多数改正する。併せて、新型コロナウイルス感染症対策を行う(本誌289-2号(2021年11月)pp.2-5参照)。

2021復興支援基金設立法(全8か条)は、①連邦の特別財産として、国家基金「復興支援2021」を設置すること(第1条)、②基金の目的は、2021年7月に発生した豪雨・洪水の被害を受けた州(バイエルン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン州)に対し、損害の除去及び破壊されたインフラの再建を支援すること(第2条第1項)、③基金の資金の分配・使用等に関して定め、その実施の詳細と統一的な資金援助の原則を定める法規命令を、連邦が発出すること(第2条第4項)、④連邦が上限300億ユーロ(1ユーロは約129.8円)を基金に拠出すること(2021年に160億ユーロ、2022年以降は予算法で定める。)、⑤州の資金調達を2021年から2050年までの期間の売上税収の分配によって行うこと(第4条)等を規定する。基金の資金分配等を規定する、連邦参議院の同意を得た法規命令は、「復興支援規則2021」(BGBl. I 2021 S. 4214)として、2021年9月15日に公布され、翌16日に施行された。

2021年7月の豪雨及び洪水による支払不能申告の一時停止に関する法律(全2か条)は、豪雨・洪水被害で債務超過又は過剰債務となった場合の支払不能申告義務は、当該義務を負う当事者が真剣に資金調達又は再建交渉を行い、その結果、再建の合理的見通しが立っている場合に限り、停止されると規定する。停止期限は、最長で2022年1月31日までとする(第1条)。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/.../281195>

・ <https://dip.bundestag.de/vorgang/.../281499>

【ロシア】サハ共和国における科学研究支援基金設立

サハ共和国(ヤクーチア)は、シベリア北東部に位置するロシア連邦構成主体の一つである。豊富な鉱産資源を活かした第二次産業が盛んで、首都ヤクーツクの研究機関(例・北東連邦大学: Северо-Восточный федеральный университет)では冶金・鉱業に関する研究開発が行われている。2021年8月12日に制定された共和国首長令第2018号「サハ(ヤクーチア)共和国の若い科学者、専門家、学生に対するサハ(ヤクーチア)共和国首長からの助成金について」は、地方政府主導による科学助成基金の設立を定める法令である。首長令によれば、基金は2022年より設立され、助成金は全10件までで、競争形式で分配される。支給の対象は、若手科学者及び大学院生等である。学問領域は、鉱業・工学等のほか、人文科学も対象になっている。金額枠は、1件当たり50万ルーブルであり(1ルーブルは約1.5円)、応募者の論文数、学術発表数、過去3年間の成果の質等によって選考がなされる。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ <http://publication.pravo.gov.ru/Document/View/1400202108170001>**【カザフスタン】マイニング税の導入**

ビットコインに代表される仮想通貨は、投資目的や各種サービス決済のためにインターネット上で電子的に取引される。仮想通貨の取引のためには、取引の安全性や追跡可能性を担保するための複雑な計算処理が必要で、計算に参加した者には報酬として仮想通貨が付与される。この計算処理をマイニング(採掘)といい、大量の電力消費を必要とする。マイニングは、個人の趣味として行われることもあるが、しばしば事業的に行われる。カザフスタンは世界有数のビットコイン・マイニングのシェアを占めるが、これは同国が発展途上国であるため物価・電力費が安く、更に資源が豊富で電力供給が安定していることなどによる。2021年6月24日に制定されたカザフスタン共和国法第53-VII号「カザフスタン共和国法典「税及び予算へのその他の義務的支払いについて」(税法典)及びカザフスタン共和国法「カザフスタン共和国法典「税及び予算へのその他の義務的支払いについて」(税法典)の制定について」の改正及び追加について」の第1条第29項は、マイニングに対する課税を定める条文である。課税額は、使用電力1キロワット当たり1テンゲ(約0.26円)で、これに加えて通常の電力料金支払いが必要である。同条文は、2022年1月1日に発効する。税の負担者は、マイニングを行う事業者である。

海外立法情報課・大河原 健太郎

・ https://online.zakon.kz/Document/?doc_id=39065865#pos=119;-47

【韓国】 災難安全通信網法の制定

2021年6月8日、「災難安全通信網法（法律第18206号）」が制定、公布された。この法律は、本則全29か条、附則2か条から成り、2021年12月9日に施行される。この法律により、行政安全部（部は日本の省に相当）長官（以下「長官」）は、災難安全通信網を構築しなければならない（第7条）、災難安全通信網の運営・管理に関する事項を管掌し、必要な人材、施設、装備等を備えなければならない（第8条）。長官及び電気通信事業者等は、業務協約を締結し、相互間に無線通信施設を共同で利用することができ（第10条）、相互間に通信役務の提供が可能ないように災難安全通信設備及び電気通信設備を接続することができる（第11条）。災難安全関連機関（「災難及び安全管理基本法」の定義による災難管理責任機関、緊急救助機関及び緊急救助支援機関：第2条第3号）は、災難の対応及び復旧過程での災難安全関連機関間の状況の指示、報告、伝播並びに長官が必要であると定め告示する活動を行う場合には、災難安全通信網を使用しなければならない（第16条）。長官及び災難安全関連機関の長は、災難安全通信網の安定的な運営のための保護措置を採らなければならない（第21条）。また、長官は、災難安全通信網技術等の開発及び発展促進のための事業を推進することができる（第23条）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_L2H0V0U6V2R5M1L5J4U2D2H6C0A1V6
- https://www.mois.go.kr/fit/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=84564
- <https://www.mois.go.kr/fit/sub/a06/b11/policyBriefingView/screen.do>
- <https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=232631&ancYd=20210608&ancNo=18206&efYd=20211209&nwJoYnInfo=N&efGubun=Y&chrClsCd=010202&ancYnChk=0#0000>

【韓国】 就職後の学資金返還に関する法律の改正

2021年6月8日、「就業後学資金償還特別法」の改正法（法律第18194号）が公布され（就業後学資金償還特別法については、本誌第271号（2017年3月）pp.222-249を参照）、2022年1月1日に施行される。この改正で、本法律第8条により就業後償還学資金の貸与対象となる「大学生」の定義に大学院生が加えられ（第3条第4号）、専門技術修士学位課程・修士学位課程及び博士学位課程の場合について、登録金（授業料等）貸与及び生活費貸与に分けられる貸与種類のうち登録金貸与の限度額を、教育部（部は日本の省に相当）長官の定めるところにより別途定めることができるとする規定が加えられた（第10条第2項）。また、「国民基礎生活保障法」による給付の受給者、同法による次上位階層（国民基礎生活保障法上の受給権はないが、所得認定額が基準以下の階層）、大統領令で定める世帯所得分位の該当者、教育部長官が告示する多子世帯の子女のうちいずれかに該当する大学生の場合、在学期間中に発生する学資金貸与利子が免除される（第16条の2第2項新設）。

海外立法情報課・中村 穂佳

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2V1X0S4G1S9C1K6R5M6R3X6D6I2Q6
- <https://www.moe.go.kr/boardCnts/viewRenew.do?boardID=294&boardSeq=84474&lev=0&searchType=null&statusYN=W&page=19&s=moe&m=020402&opType=N>

【中国】兵役法の改正

現行の兵役法は1984年に制定され、2011年までに三度の一部改正を経ている。2011年の改正法（全12章74か条）では、義務兵（徴兵）と志願兵について、現役及び予備役の規定を設けるほか、中国の武装力の一角である民兵に関する規定、予備役や大学生に対する軍事訓練の規定等を設けていた（本誌250-1号（2012年1月）pp.20-21参照）。習近平政権下での国防・軍隊改革の内容を反映させるため、全国人民代表大会第13期（2018～2023年）の立法計画に兵役法の改正が盛り込まれた。改正兵役法は2021年8月20日に公布され、同10月1日に施行された（中華人民共和国主席令第95号）。

改正法は全11章65か条から成る。兵役制度は志願兵を主体とし（第3条）、予備役人員は戦備の雑務を担い、非戦争型軍事行動を行うとした（第8条）。民兵、軍事訓練に関する規定は、現在制定作業中の他法で規定するため、削除された一方で、兵役登録に関する第2章を新設し、兵役登録を初回登録と予備役登録に区分し（第14条）、全ての男性公民が満18歳になる年に義務付けられる初回登録は、インターネット上の登録も可能とし（第15条）、予備役登録は、初回登録後に兵役に就いていない者や退役後の兵士・下士官のうち条件に合う者を対象とする（第16条、第17条）とした。このほか、大学院生の徴兵年齢の上限を26歳に引き上げ（第20条）、優秀な義務兵については、規定の年限を短縮して下士官に選抜でき（第27条）、女性軍人に対し、任務、休暇、出産等の面で特別保護を与え（第47条）、義務兵家庭への優待金は、中央政府が定額補助を与える（第50条）等の規定を追加した。 海外立法情報課・湯野 基生
・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/b5cf654f5b2c47b4b01f07eacad14ea8.shtml>

【中国】人口及び計画出産法の改正

1979年から続くいわゆる「一人っ子政策」の法的根拠として2002年に制定された人口及び計画出産法は、2015年に改正され、夫婦が2人の子供を持つことが奨励されるようになった（本誌266-2号（2016年2月）p.33参照）。2021年5月、中国共産党中央政治局により、3人の子供を持つことを認める決定がなされたのを受け、同年8月20日、全国人民代表大会常務委員会により、この法律を改正する決定が公布施行された（中華人民共和国主席令第96号）。

改正後の人口及び計画出産法は、全7章48か条から成る。国は、適切な年齢での結婚・出産、「優生優育」（優れた子を産み、優れた養育をする）を提唱する。夫婦は3人の子供を産み育てることができる（第18条）。国は、条件の整った地方での育児休暇制度導入を支援する（第25条）。国は、財政、税、保険、教育、住居、就業等の支援措置を採り、家庭の出産、養育、教育の負担を軽減する（第27条）。公共スペース及び女性従業員の多い雇用組織は、授乳室を設置し、乳幼児ケアや授乳のしやすい環境を整えなければならない（第29条）。県級以上の地方政府は、家庭での乳幼児ケアに対する支援・指導を強化し、家庭の科学的育児能力を高めなければならない（第30条）。医療衛生機構は、出産適齢層に対し「優生優育」の宣伝教育を行い、出産適齢期の女性に保健サービス等を実施し、不妊症治療を整備しなければならない（第37条）。

海外立法情報課・湯野 基生

- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202108/58ed2b3717ae44d6b938883cbdae9f6f.shtml>
- ・ <http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202109/9ab0af08773c465aa91d95648df2a98a.shtml>

【オーストラリア】AI（人工知能）を特許法における発明者と認めた連邦裁判所判決

2019年9月17日、米国AI企業（Imagination Engines, Inc.）の社長兼CEO スティーブン・テイラー（Stephen L. Thaler, Ph.D.）氏が出願人となり、自身が開発したAI「DABUS（device for the autonomous bootstrapping of unified sentience. 統合知覚自律起動装置）」を発明者として、PCT国際特許出願（以下「DABUS出願」）を行った。PCT国際特許出願とは、特許協力条約（Patent Cooperation Treaty: PCT）に基づき行われる出願制度で、一つの出願願書を同条約に従い提出することにより、PCT全加盟国に同時に出願するのと同じの効果を生ずるものである。出願後は、PCT各加盟国の国内手続に係属され、各国の国内法令によって処理される。

PCT加盟国である豪州では、特許庁（Australian Patent Office: APO）においてDABUS出願の審査が行われたが、2021年2月9日、同出願を拒絶する査定が出された。特許法第15条第1項は、特許を受けることのできる者として「発明者（inventor）」を規定するが、人間ではないAIは発明「者」には当たらないと判断したためである。テイラー氏は、拒絶査定を不服として連邦裁判所（単独法廷）に提訴した。

同年7月30日、連邦裁判所において、原査定を取り消し、再審査へ差戻しを命じる判決（Thaler v Commissioner of Patents [2021] FCA 879）が出された。判決理由では、AIが特許法の「発明者」になり得ることを認め、その根拠として、①APOの判断では、「発明者」は、通常、本質的に「人間」を意味するとしているが、特許法には、AIが発明者になり得るという主張を明白に否定する規定は存在しないこと、②特許法の目的は、特許制度が、技術革新及び技術移転・普及を通じて経済的健全性を促進することにあるが、発明が人間により行われたか否かを問わず、技術革新等を促進するような方法で「発明者」という用語を解釈することは同法の目的にもかなうこと等が挙げられている。

同年8月27日、APOは、連邦裁判所（合議体法廷）に控訴した。

同じくPCT加盟国である日本では、同年7月30日、特許庁が「発明者等の表示について」を公表し、「発明者の表示は、自然人に限られ（中略）、人工知能（AI）等を含む機械を発明者として記載することは認め」ない旨を表明した。

海外立法情報課・内海 和美

・ <https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/fca/single/2021/2021fca0879>

・ <https://www.jpo.go.jp/system/process/shutugan/hatsumei.html>

【フィリピン】 フィリピン・エネルギー政策研究所法

2021年7月30日、フィリピン・エネルギー政策研究所法 (Philippine Energy Research and Policy Institute Act: R.A. 11572) が成立した (同年8月2日公布、同月17日施行)。全22か条から成るこの法律は、フィリピン・エネルギー政策研究所 (PERPI) を設立し、その目的、権限、役割及びそのための財源について規定する。立法目的は、①エネルギー分野における最新の開発・科学的進歩に関する知識獲得の強化、②エネルギー分野における主要な政策、問題点、課題の特定、③環境に配慮したエネルギー開発を実現するための学際的な研究に基づいた政策立案、④持続可能なエネルギー資源に焦点を当てた官民一体となった研究活動の促進である (第2条)。

PERPIは、フィリピン大学 (University of the Philippines: UP) の附属機関として設置されるが、UPとは別に予算が組まれる (第3条)。PERPIの権限・役割として、(1)環境、健康、消費者への影響等を考慮したエネルギーに関する研究策定及びその実施、(2)政府機関、他大学、民間・公的機関との連携の確立、(3)政策立案プログラム・能力開発トレーニングの実施、(4)研究支援施設の提供・技術専門家等の活用、(5)UP内外からの研究助成金の提供による学生・院生・研究者数の増大等、9項目が掲げられる (第5条)。また、PERPIには、UP総長を委員長とし、工学、法学、科学、統計学、経済学、社会科学及び公衆衛生学の各分野から学术界又は民間出身の委員1名ずつ計7名の委員から構成される研究所執行委員会 (Executive Board of the Institute: EBI) が設置され (第9条)、EBIは、(a)PERPI全般の方向性・優先事項の決定、(b)政策分野・研究課題の決定、(c)PERPIに対する研究・政策プログラムの運営に関する助言、(d)職員の役職を含むPERPIの組織構造、研究員・担当官・職員の任命、予算等の承認等、7項目を担う (第10条)。情報公開に関し、PERPIの研究論文、データ等は、ウェブサイトに掲載して、公開される (第13条)。ただし、所有権のあるデータ、機密性の高いデータ等は、その出所及び所有者から事前に同意を得ない限り、掲載及び公開してはならない (第14条)。

PERPIの初期運営費として、一般歳出法により2億フィリピンペソ (1フィリピンペソは約2.2円) を充当し、その後、持続可能な運営に必要な資金は、EBIによって承認され、予算行政管理省 (Department of Budget and Management) に提出された年次財務計画に基づいて、一般歳出法により充当される (第16条)。また、関連政府機関は、PERPIの特定の研究活動への資金提供の拠出金として、それぞれの年次予算に必要な金額を計上することができる (第17条)。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2021/07jul/20210730-RA-11572-RRD.pdf>